## 議第25号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	拘りる別足を固衣の	以上後の欄に拘り	「る規定に、下線で示すよりに以正する。		
改正前			改正後		
別表第9 (第2条関係)			別表第9 (第2条関係)		
消防関係			消防関係		
手数料を徴収する事務 手数料の額 単位 全額		手数料の額 単位 金額	手数料を徴収する事務 単位 金額		
1 略					
2 法第11(1) 略			2 法第11(1) 略		
条第1項前(2) 貯蔵	ア〜エ 略		条第1項前(2) 貯蔵 ア〜エ 略		
段の規定に 所の設	オ 浮き(ア) 危険物	1 件 1,180,	段の規定に 所の設 オ 浮き(ア) 危険物 1 件 1,450,		
基づく危険 置の許	屋根式の貯蔵最	にっ 000円	基づく危険 置の許 屋根式 の貯蔵最に つ 000円		
物の製造可の申	特 定 屋 大数量が	き	物の製造 可の申 特定屋 大数量がき		
所, 貯蔵所 請に対	外タン 1,00		所, 貯蔵所 請に対 外タン 1,00		
又は取扱所 する審	ク 貯 蔵 0 キロリ		又は取扱所 する審 ク貯蔵 0キロリ		
の設置の許 査	所及び ットル以		の設置の許 査 所及び ットル以		
可に関する	浮き蓋 上5,0		可に関する 浮き蓋 上5,0		
事務	付特定 00キロ		事務   付 特 定 0 0 キロ		
	屋外タ リットル		屋外タリットル		
	ンク貯 未満のも		ンク貯・未満のも		
	蔵所のの		蔵所のの		
	設置の(イ) 危険物	1 件 1,410,	設置の(イ) 危険物 1 件 <u>1,720,</u>		

許可の	の貯蔵最に	つ	000円
申請に	大数量がき		
係る審	5, 00		
查	0 キロリ		
	ットル以		
	上10,		
	000+		
	ロリット		
	ル未満の		
	もの		
	(ウ) 危険物 1	件	1,590,
	の貯蔵最に	つ	000円
	大数量がき		
	10,0		
	00キロ		
	リットル		
	以上 5		
	0,00		
	0 キロリ		
	ットル未		
	満のもの		
	(エ) 危険物 1	件	1,950,
	の貯蔵最に	つ	000円
	大数量がき		
	50,0		
	00キロ		

許可の	の貯蔵最に	つ <u>000円</u>
申請に	大数量がき	
係る審	5, 00	
查	0 キロリ	
	ットル以	
	上10,	
	000+	
	ロリット	
	ル未満の	
	もの	
	(ウ) 危険物 1	件 1,920,
	の貯蔵最に	つ <u>000円</u>
	大数量がき	
	10,0	
	00キロ	
	リットル	
	以上 5	
	0, 00	
	0 キロリ	
	ットル未	
	満のもの	
	(エ) 危険物 1	
	の貯蔵最に	つ <u>000円</u>
	大数量がき	
	50,0	
	00キロ	

リットル	リットル
以上10	以上10
0,00	0,00
0キロリ	0キロリ
ットル未	ットル未
満のもの	満のもの
(才) 危険物 1 件 2,270,	(オ) 危険物 1 件 2,740,
の貯蔵最に つ 000円	の貯蔵最に つ 000円
大数量がき	大数量がき
100,	100,
000+	000=
ロリット	ロリット
ル以上2	ル以上2
00,0	00,0
00 + 口	00 + 口
リットル	リットル
未満のも	未満のも
0	0
(カ) 危険物 1 件 4,550,	(カ) 危険物 1 件 5,640,
の貯蔵最 に つ <u>000円</u>	の貯蔵最に つ <u>000円</u>
大数量がき	大数量がき
200,	200,
000+	000+
ロリット	ロリット
ル以上3	ル以上3
00,0	00,0

	00キロ		00キロ
	リットル		リットル
	未満のも		未満のも
	<i>O</i>		())
	(キ) 危険物 1 件 5,820,		(キ) 危険物 1 件 7,240,
	の貯蔵最 に つ 000円		の貯蔵最に つ <u>000円</u>
	大数量がき		大数量がき
	3 0 0,		3 0 0 ,
	000+		000+
	ロリット		ロリット
	ル以上4		ル以上4
	00,0		00,0
	00キロ		00キロ
	リットル		リットル
	未満のも		未満のも
	0		0
	(ク) 危険物 1 件 7,070,		(ク) 危険物 1 件 8,790,
	の貯蔵最に つ 000円		の貯蔵最に つ 000円
	大数量がき		大数量がき
	400,		400,
	000+		000+
	ロリット		ロリット
	ル以上の		ル以上の
	1 b 0		1 b 0
カ~			カ~シ 略
(3) 略	· PH	(3) 略	
\(\(\text{\O}\) #\(\pi\)		[(3) MI	

3~16 略	3~16 略
17 高圧ガ高圧ガスア 略	17 高圧ガ高圧ガスア 略
ス保安法の製造のイ 高圧(ア)~(コ) 略	ス保安法の製造のイ 高圧(ア) ~(コ) 略
(昭和26許可の申 ガス保	(昭和26許可の申 ガス保
年法律第2請に対す 安法第	年法律第2請に対す 安法第
0 4 号) 第 る審査 5 条 第	04号)第る審査   5条第
5条第1項 1項第	1 項 第
の規定に基 1 号に	の規定に基 1 号に
づく高圧ガ 該当す	づく高圧ガ
スの製造のる者で	スの製造の る者で
許可に関すしあって	許可に関す あって
る事務   移動式	る事務   移動式
製造設	製造設
備(高	
圧ガス	E ガ ス
の製造	の製造
のため	のため
の設備	の設備
で移動	で移動
するこ	するこ
とがで	とがで
きるよ	きるよ
うに設	うに設
計した	計した
ものを	ものを
いう。	いう。

次 項 及	以下こ
び 第 2	の項,
3 項に	次項及
おいて	び 第 2
同じ。)	3 項に
のみを	おいて
使用し	同じ。)
て高圧	のみを
ガスの	使用し
製造を	て高圧
するも	ガスの
0	製造を
	するも
	の <u>(当</u>
	該 移 動
	式製造
	設 備 に
	ついて
	液化石
	<u>油 ガ ス</u>
	の保安
	の確保
	及び取
	引の適
	正化に
	関する

	法 律 (昭和 42年 法律第 149 号)第 37条 の4第 1項の 許可を 受けた 者の許 可の申 請に対 する審 査にあ つ ては、6、 000円)
	<u>0 0 0</u> 円)
	<u>ウ略</u>
18~20 略       21 高圧ガ(1) 高圧ガス保安法第20条第1 件第17項に ス保安法第 1項の規定に基づく高圧ガスに つ掲げる高圧	18~20 略         21 高圧ガ(1) 高圧ガス保安法第20条第1 件第17項に         ス保安法第 1項の規定に基づく高圧ガスに つ掲げる高圧
20条第1     の製造のための施設の完成検     ぎ ガスの製造 の許可の申	20条第1 の製造のための施設の完成検 き ガスの製造   項及び第3 査 の許可の申

項がスたスに関うののののののののののののののののののののののでは一個である。

請を行う者 及び設備の 区分に応 じ、それぞ れ当該手数 料の額の4 分の3の額 (高圧ガス 保安法第5 条第1項の 許可に係る 液化石油ガ スの製造の ための施設 であって, 液化石油ガ スの保安の 確保及び取 引の適正化 に関する法 律(昭和4 2年法律第 149号) 第37条の 3 第 1 項の 完成検査を

項基ガの設種完関のづスた又貯成すのめは蔵検っののののののののののののののでです。

請を行う者 及び設備の 区分に応 じ,それぞ れ当該手数 料の額の4 分の3の額 (高圧ガス 保安法第5 条第1項の 許可に係る 液化石油ガ スの製造の ための施設 であって, 液化石油ガ スの保安の 確保及び取 引の適正化 に関する法 律第37条 の3第1項 の完成検査 を受け、同 法第37条 の技術上の

(2) ~ (4) 略 2 2 · 2 3 略	(2) ~ (4) 略 2 2 · 2 3 略	
	のの完成検 査にあって は, 6, 1 00円)	100円)
	技術上の基 準に適合し ていると認 められたも	認められた ものの完成 検査にあっ ては, 6,
	受け, 同法     第37条の	基準に適合 していると

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## (提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い,浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の許可の申請に係る審査 手数料の額の改定をするため,この条例案を提出する。